

松田町空き家等管理活用支援法人の指定に関する方針

1. 趣旨

本方針は、松田町空き家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に基づき、支援法人の指定にあたっての審査の基準等を明らかにするものです。本町の空き家対策をより効率的且つ効果的に推進するために、町と密接に連携し、専門的且つ公益的な活動を行える法人を指定の対象とします。

2. 基準

支援法人を指定する際は、要綱に定めるもののほか、次の基準を満たす法人を優先的に指定します。

- (1) 本町と空き家対策に関する協定を締結するなど、町と連携して空き家対策に取り組んだ実績を有すること。
- (2) 空き家等に関する常設の相談窓口を設置していること。
- (3) 法人の定款等に空き家の管理・活用等に関する事業を行う旨の記載があること。
- (4) 宅地建物取引士、建築士、弁護士、司法書士、税理士、行政書士、土地家屋調査士、その他の空き家等の管理・活用に関する資格を有する専門家等、必要な人員を配置するか、事業者間の連携体制を確保し、物件の売買、賃貸、リフォーム、解体、造園、家財整理、相続、不動産登記等に関する相談にワンストップで対応することができる体制を有していること。

3. 指定する法人の数

指定する法人の数に制限は設けない。

4. 事前協議

指定の申請にあたっては、必ず町と事前協議を行うこと。